アメリカ外交と 性的少数者(LGBT)の権利

――内政と外交の連関に注目して――

西 住 祐 亮

要旨 海外における性的少数者の人権促進は、これまでアメリカ外交の主要争点ではなかった。しかし2010年代初頭から、こうした傾向に変化が生まれている。 変化の主な理由は、国内状況の変容である。

性的少数者の人権問題は、国内政治レベルにおいては、これまでも党派対立の主要争点であった。民主党は、性的少数者の権利向上を唱えて続け、しかもこの問題に対する熱意を今なお強めている。対する共和党は、キリスト教的価値観や伝統的な性道徳を重視する立場で、民主党の打ち出す政策に異を唱えてきた。同性婚合法化の問題をはじめ、両党は様々な争点で対立を繰り広げた。

性的少数者の人権問題をめぐる民主党と共和党の対立は現在も続いている。しかし他方で、一定の変化も観察できる。2015年の画期的な連邦最高裁判決を受け、同性婚は50州全てで合法化された。また、2021年のギャラップ社の調査によると、共和党支持者の中でも、同性婚を支持する声が半数に及んだ。

こうした国内状況の変化を背景に、民主党は、外交の中でも、性的少数者の人権問題を精力的に取り上げるようになっている。オバマ大統領は、この問題を外交政策上の優先課題に引き上げ、関連省庁に対策を求める大統領覚書を発出した。こうした政策の多くは、次のトランプ政権によって破棄されたが、バイデン政権の発足で復活・強化されて、現在に至っている。

さらに連邦議会においては、民主党議員が、性的少数者の権利を侵害した海外の主体に制裁を課すことを規定する法案を提出したり、下院外交委員会が、性的少数者の人権問題に焦点を当てる公聴会を開催したりしている。共和党の側は、民主党のこうした動きに反発しているが、中には、民主党と足並みを揃えて、この問題に取り組む動きもある。

本稿では、比較的新しい現象であり、且つ先行研究も少ない、こうした「LGBT 外交」の現状や課題について整理する。

キーワード: 党派対立、同性婚、海外の性的少数者の権利

U.S. Foreign Policy and LGBT Rights Abroad: Linkage Between Domestic and Foreign Policies

NISHIZUMI Yusuke

Abstract Traditionally, "promoting LGBT rights abroad" was not a major agenda in the U.S. foreign policy. However, since early 2010's, this trend has become stronger. This is mainly due to the changes in the U.S. domestic situation.

On domestic politics, "LGBT rights" have been a major agenda in the party's politics. Democrats have been supporting the advancement of LGBT Americans. And Democrats' commitment to this agenda is growing more and more. On the other hand, Republicans, who support Christian values and traditional sexual ethics, have been resisting the Democrats' efforts. These polar powers have been showing their stance on LGBT rights in many kinds of issues, such as same-sex marriage legalization.

Even now, Democrats and Republicans are opposing to each other. But at the same time, we can see some important changes. Following the landmark decision of the U.S. Supreme Court in 2015, all fifty states legalized same-sex marriages. According to the 2021 Gallup poll, half of Republicans became in favor of this policy.

With this changing domestic situation, Democrats are trying to push their agendas, in foreign affairs. President Obama elevated LGBT rights as a foreign policy priority by issuing a Presidential Memorandum that directs all agencies abroad to ensure that the U.S. diplomacy promotes, and protects human rights of LGBT persons. Trump Administration revoked many of Obama's policies, but Biden Administration revived and boosted them.

And now in Congress, Democratic lawmakers introduced a bill that imposes sanctions on foreign persons responsible for violating the human rights of LGBT persons, and House Foreign Affairs Committee held a hearing on LGBT issues. Many Republicans resist these efforts, but some Republicans occasionally get on the same page with Democrats.

Key words: party politics, same-sex marriage, LGBT rights abroad

はじめに

2021年1月のバイデン(Joe Biden)政権発足は、アメリカ外交に様々な変化を引き起こした。こうした変化が顕著な争点の一つに、性的少数者(LGBT)の人権問題がある。

歴史的に見ると、アメリカ外交には超党派協力の伝統が長らくあった。「政

争も水際まで(politics stops at the water's edge)」との格言があるように、「たとえ国内の党派対立が激しくても、外交の分野では協力すべき」との規範が力を持ったのである。このような伝統により、政権交代が生じた場合も、外交の分野では、基本的な方針が継承されることが多かった。

しかし「分極化(polarization)」などと呼ばれる党派対立の激化は、外交の分野にも波及することになった。1990年代後半にもなると、外交をめぐる党派対立はかなりはっきりと顕在化するようになり、民主党と共和党は、様々な外交案件で対立を繰り広げるようになった¹⁾。こうした外交をめぐる党派対立は、2000年代に入った後も基本的には変わらず、むしろ年々激しさを増して現在に至っている。

このような対立の激化を受けて、政権交代が持つ意味も、以前より遥かに大きくなっている。かつて見られたような連続性が全くなくなったわけではないものの、数多くの外交案件において、政権交代にともなう変化が確実に目立つようになっている。例えば、気候変動対策は、こうした変化が特に大きい争点であり、政権交代にともなうアメリカの方針転換によって、世界が振り回される局面も少なくない。

そして近年、同様のことは、性的少数者の人権問題にも指摘できるようになっている。もともと性的少数者の人権問題は、専ら国内問題として議論されてきたものであり、外交政策の中でこの問題が取り上げられることは稀であった。しかし近年、性的少数者の権利推進を重視してきた民主党の中で、海外の問題にも目を向ける動きが急速に強まっており、この問題が党派対立の新たな火種になっている。

そこで本稿では、この問題に関するこれまでの経緯や、民主党と共和党で意見が割れる具体的な論点について整理する。性的少数者に関するアメリカ国内の議論は、アメリカー国にとどまらない影響があるため、日本においても、様々な媒体で紹介されてきた。中でも、長らく象徴的な争点であった同性婚合法化の問題に関しては、メディアでの注目に加え、政治学や法律学での研究蓄積も豊富である 2 。しかし、海外の性的少数者に目を向けるアメリカの動きについては、比較的新しい現象ということもあって、先行研究が少ないというのが現状である 3 。こうした先行研究の空白を部分的に埋めることも、本稿の意義として考えられる。

本稿の流れとしては、まず第1節において、アメリカ国内の変化を振り返る。 具体的には、同性婚合法化の問題に注目し、合法化に至る経緯や、この問題に 関するアメリカ世論の変化について、先行研究に依拠しながら整理する。こう した点を整理することは、性的少数者の人権問題が外交分野でも取り上げられ アメリカ外交と性的少数者(LGBT)の権利

るようになった背景を理解するために重要であり、また、世界の中でのアメリカの位置づけを把握する上でも不可欠な作業である。

第2節では、こうしたアメリカ国内の動きを踏まえた上で、外交政策における歴代政権の取組や、民主党と共和党を隔てる具体的論点について概観する。

第1節:国内における党派対立の推移

「性的少数者の権利をめぐる問題」と言っても、当然ながらその内実は多様である。様々な課題があることに加えて、同性愛者が直面する状況と、トランスジェンダーが直面する状況にも違いがある。しかし同性婚合法化の問題が、アメリカや他の先進諸国で、最も大きな争点となってきたのも事実であり、この問題を通して、各国の状況や世界の中での位置づけを把握することは、ある程度可能であると思われる。そこでまずここでは、国内の同性婚合法化問題に焦点を当て、アメリカのこれまでの歩みや、世界の中での位置づけについて整理する。

(1) 同性婚合法化問題とアメリカ世論の変遷

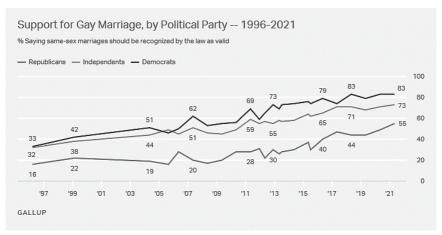
アメリカの党派対立の中で、同性婚合法化を後押ししてきたのは民主党であり、共和党は一貫して民主党よりも慎重(或いは反対)の立場である。しかし同性婚合法化については、支持・不支持の割合が、時間の経過とともに大きく変化してきたことにも注意する必要がある。例えば、同じ民主党でも、2000年時点と2020年時点とでは、同性婚に対する姿勢に温度差が見られる。

こうした点は、世論調査の結果からも確認することができる。アメリカの大手世論調査機関であるギャラップ社(Gallup)は、1996年以降、同性婚(合法化)への支持・不支持を尋ねる調査を毎年実施しており、これに関する支持政党別の結果も公表している(図1を参照)⁴。

この調査結果を見ても、民主党支持者と共和党支持者の立場の違いは明らかである。同性婚への支持の割合は、両党支持者の間で常に15ポイント以上の開きがあり、40ポイント以上の差がついた年も何回かある(2013年など)。

また、時間の経過による変化についても、この調査結果からはっきりと確認することができる。調査が開始された1996年時点と最新の2021年時点を比べると、同性婚への支持の割合は、民主党支持者の間では33%から83%に、共和党支持者の間では16%から55%に上昇している。2021年の調査では、共和党支持者の間で、初めて支持が50%を超えたことが注目されたが50、こうしたことも、時間の経過による変化の大きさを実感させる。

〈図1〉同性婚合法化に対する政党別の支持



(Gallup, 2021)

以上のように、同性婚に関しては、民主党支持者と共和党支持者の間で、立 場の違いが維持されつつも、全体としては、時間の経過とともに、支持が拡大 してきたと見ることができる。

(2) アメリカにおける同性婚合法化の過程

以上の世論の変遷を踏まえた上で、次に、アメリカ全土で同性婚が合法化(2015年6月)され、現在に至るまでの過程を整理しておきたい。アメリカでの同性婚の法的扱いは、以下の3つの時期によって大きく異なる。

①第一の時期は、他州に先駆けてマサチューセッツ州が同性婚を合法化した2004年までの時期である。この時期においては、いずれの州も同性婚を合法化していなかった。②第二の時期は、連邦最高裁判所の判決により、アメリカ全土(全ての州)で同性婚が合法化された2015年6月までの時期である。この時期においては、同性婚の合法・非合法が州によって異なっていた。③そして第三の時期は、2015年6月から現在に至るまでの時期で、いずれの州においても、同性婚は合法となっている。以上の3つの時期を踏まえた上で、以下、アメリカにおける同性婚合法化の過程を、もう少し詳しく振り返ってみたい。

まず①の時期を振り返る際には、民主党支持者の間でも、同性婚合法化に対する支持がそれほど広がっていなかったという点を確認する必要がある。例えば、上下両院で共和党が多数を占めていた連邦議会で、結婚防衛法案(Defense

of Marriage Act)が通過した際、当時のクリントン(Bill Clinton)大統領(第42代、民主党)は、拒否権を行使することなく法案に署名した(1996年9月)。この法案は、結婚を「一人の男性と一人の女性」によるものと定義し、同性婚への反対を意味するものであったが、クリントン氏は「法案が差別に言い訳を与えるものであってはならない」と注文を付けるのみであった。

クリントン氏のこの時の行動は、後に民主党内で批判されることになったが、1996年時点においては、民主党支持者の間でも、同性婚への支持がまだ十分に広がっていなかった 6)。連邦議会でも、この法案に関する上院での採決の結果は、賛成85(共和53、民主32)、反対14(民主14)、棄権1(民主1) 7)であり、下院での採決の結果は、賛成342(共和224、民主118)、反対67(共和1、民主65、無所属1)、棄権22(共和9、民主13) 8)であった。民主党の中でも、賛成が反対を数で上回ったことは、同性婚への支持が十分に広がっていなかったことを端的に示している。なおバイデン氏も、この当時は上院議員(デラウェア州)として、結婚防衛法案に賛成票を投じていた。

しかしその後、民主党支持者の間で、同性婚への支持が拡大していくと、民主党が優勢な州で、同性婚を合法化する動きが出てくる。2004年には、他州に先駆けてマサチューセッツ州が同性婚の合法化に踏み切った。

ここからアメリカは②の時期を迎えることになるが、この時期の大きな特徴は、州によって同性婚の法的扱いが異なった点である。マサチューセッツ州に

2004	マサチューセッツ	2012	メーン、ワシントン
2008	カリフォルニア コネティカット	2013	デラウェア、ハワイ、メリーランド、ミネソタ ニュージャージー、ニューメキシコ ロードアイランド
2009	アイオワ バーモント	2014	アラスカ、アリゾナ、コロラド、アイダホ イリノイ、インディアナ、カンザス、モンタナ ネバダ、ノースカロライナ、オクラホマ オレゴン、ペンシルバニア、サウスカロライナ ユタ、バージニア、ウエストバージニア ウィスコンシン、ワイオミング
2010	ニューハンプシャー	2015	フロリダ
2011	ニューヨーク	2015.6	オバーゲフェル判決

〈図2〉各州 (アメリカ) が同性婚を合法化した年

(Pew Research Center, 2015)9)

よる同性婚合法化から数年間は、後に続く州が出てこなかったが、2008年になると、コネティカット州とカリフォルニア州でも同性婚が合法化された 10 。その後、2009年から2012年にかけても、同性婚を合法とする州が毎年生まれ、その数が少しずつ増えていった(図2を参照)。

同性婚合法化をめぐる対立図式を反映し、早い段階で合法化に踏み切った州の多くは、民主党が優勢な州であった。しかしアイオワ州のように、共和党優位の州でありながら早くに合法化に踏み切るという州もあった(2009年)。また2013年以降は、同性婚を合法化する州の数が急激に増え、とりわけ2014年においては、実に17もの州が新たに合法化に踏み切った。この17州の中には、アラスカ州やユタ州のように、共和党優位の州も複数含まれていた。これにより、2014年が終了した時点においては、全50州のうち35州で同性婚が合法という状況が生まれていた。

残る15州のほとんどは共和党優位の州であったが(テキサス州やケンタッキー州など) 11 、2015年6月の連邦最高裁判決により、こうした州においても同性婚が合法化されるに至った。オバーゲフェル対ホッジス判決(Obergefell v. Hodges)と呼ばれるこの判決は、同性婚を禁じる州法を違憲と判断するものであり、これにより、アメリカ全土(全ての州)で同性婚が合法となったのである。

ここからアメリカは③の時期に入り、現在に至っているが、今のところ共和党の側からオバーゲフェル判決に挑戦するような動きは盛り上がっていない。また、共和党支持者の間で同性婚への支持が拡大する傾向も続いている(図1を参照)。性的少数者の人権問題の中でも、最も大きな争点であり続けた同性婚合法化問題であるが、少なくとも一旦は、主要争点としての色合いが薄れている感がある。

(3) 世界におけるアメリカの位置づけ

以上のアメリカの歩みを踏まえた上で、世界におけるアメリカの位置づけについて考えてみたい。以下の図3は、世界各国(及び地域)が同性婚を合法化した年をまとめたものである。

アメリカ全土で同性婚が合法化された2015年の時点では、西ヨーロッパ諸国を中心に、既に多くの国々が合法化に踏み切っており、アメリカの合法化が、世界の中で必ずしも早くなかったことが分かる。他方、マサチューセッツ州による2004年の合法化は、世界的に見てもかなり早い段階での合法化であった。

また、世界全体の傾向としては、同性婚を合法とする国の数が着実に増えている一方、地域的な偏りが見られることも分かる。すなわち合法化に踏み切っ

〈図3〉各国(及び地域)が同性婚を合法化した年

2000	オランダ	2013	イングランド、ウェールズ、フランス ニュージーランド、ウルグアイ、ブラジル
2003	ベルギー	2014	ルクセンブルク、スコットランド
2005	カナダ、スペイン	2015	アイルランド、フィンランド グリーンランド、アメリカ
2006	南アフリカ	2016	コロンビア
2008	ノルウェー	2017	ドイツ、マルタ、オーストラリア
2009	スウェーデン	2019	オーストリア、エクアドル、台湾 北アイルランド
2010	アルゼンチン、ポルトガル アイスランド	2020	コスタリカ
2012	デンマーク		

(Pew Research Center. 2019) 12)

た国は、西ヨーロッパ、北アメリカ、ラテンアメリカ、オセアニアに集中しており、その他においては少ない。東ヨーロッパや東南アジアでは、むしろ性的少数者に対する差別の増加も指摘されており、地域間の差が顕在化する格好になっている。こうした世界の傾向は、海外の性的少数者の問題に目を向けるアメリカの動きを理解する上でも重要である。

(4) 同性婚合法化後の国内争点

長らく主要争点であった同性婚合法化問題が、オバーゲフェル判決により一 応収束したアメリカであるが、性的少数者の権利をめぐる党派対立そのものが 収まったわけではなく、争点を変えながらも、両党の対立は続いている。

まず同性愛者関連の問題としては、いわゆる「ウェディングケーキ論争」が大きな注目を集めた。この論争の発端は、コロラド州のケーキ店主が、信仰を理由に同性カップルへのウェディングケーキの提供を拒んだことであった。その後、この一件は、全米を巻き込む論争へと発展し、連邦最高裁判決(2018年6月)で決着がつくまでの間、民主党と共和党は、この問題をめぐって激しく対立することになった。

また近年では、トランスジェンダー関連の問題が、両党の対立争点として浮上する場面が増えている。例えば女子スポーツの問題では、共和党が優勢な州

の幾つかで、トランスジェンダーの参加を禁止する法律が成立しており、これが両党の新たな争点になっている。かつて同性婚に反対していた保守勢力の多くが、現在はトランスジェンダー規制に動いているとの見方もあり、争点を変えて対立が再現されることも予想されている¹³⁾。

現在の民主党は、海外の性的少数者が置かれている状況にも目を向け、外交でこの問題を重視する姿勢を打ち出している。しかし性的少数者の権利については、アメリカ国内でも、依然として意見が割れている状態である。こうした国内状況を踏まえると、どちらの政党が政権を担うかによって、海外の問題に対するアメリカの姿勢に差が出てくるのも、ある種自然なことと言える。

第2節:外交に波及する党派対立

性的少数者の人権問題を、外交の中で大々的に取り上げたのは、オバマ政権が初めてであった。オバマ大統領は、2011年12月発出の大統領覚書で、性的少数者の人権問題を、アメリカ外交の優先課題に引き上げるよう関連省庁に命じた 14 。また、2015年2月公表の「国家安全保障戦略(National Security Strategy: NSS)」において、性的少数者の人権問題を取り上げ 15 、さらに、この問題を担当する特使ポスト(Special Envoy for the Human Rights of LGBT Persons)を国務省に新設した(2015年4月)。こうした一連の動きは、「LGBT 外交」に対するオバマ政権の熱意を表すものと見られた。

その他、2014年2月開催のソチ冬季オリンピック(ロシア)も、オバマ政権の「LGBT外交」を考える上で重要なものとなった。同オリンピックに関しては、性的少数者の権利を制約する法律がロシア国内で制定(2013年6月)されたことなどを理由に、アメリカのボイコットを求める声が一部で上がった。こうした中、オバマ大統領は、全面的なボイコットの考えこそ拒否したものの、自身及び現職閣僚の開会式参加を見送った。また、同性愛者を公言する元テニス選手ビリー・ジーン・キング(Billie Jean King)氏をアメリカ代表団の一員として派遣する方針も示し、性的少数者の権利拡大を支持する姿勢を強調した¹⁶⁾。

さらに、オバマ政権がウガンダに対して課した制裁も、注目すべきものであった。この制裁は同性愛行為に厳罰を科す法律が同国で成立(2014年2月)したことを受けて、発動されたものであった。性的少数者の人権問題を理由に、アメリカが実際に制裁を他国に課したという点において、この事例もやはり重要なものであった。

このような外交政策上の変化が、オバマ政権期に生じたのは決して偶然ではない。第1節で見たように、オバマ氏が大統領を務めた8年間は、同性婚に関

するアメリカ国内状況が大きく動いた時期であった。オバマ氏が大統領に就任した2009年1月時点において、同性婚を合法としていたのは僅か数州であったが、オバマ氏が退任した2017年1月時点においては、アメリカ全土で同性婚が合法となっていた。性的少数者の人権問題に関するこうした国内の動きが、外交上の変化を大きく後押ししたのは間違いない。

勿論、この問題をめぐる国内の党派対立が収まったわけでは決してなく、こうした対立は、外交にも影を落としている。外交で性的少数者の人権問題を重視するオバマ政権の方針は、トランプ政権の発足により、大幅な修正が加えられた。しかしバイデン政権の発足で、今度はトランプ政権の方針が覆され、オバマ政権時の方針が再生・強化される格好になっている。以下、トランプ政権及びバイデン政権の具体的取組や、両党を隔てる具体的論点について概観する。

(1) トランプ政権期の展開

トランプ政権下のアメリカでは、性的少数者の人権問題を、外交上の優先課題から外すような動きが相次いだ $^{17)}$ 。トランプ政権による「国家安全保障戦略」は2017年12月に公表されたが、2015年版に見られたような性的少数者に関する記述はなかった $^{18)}$ 。また、国務省の性的少数者問題特使ポストについても、オバマ政権期に就任したランディー・ベリー(Randy Berry)氏が退任(2017年11月)した後は、後任が決まることなく、空席状態が続いた。

人事に関することでは、民主主義・人権・労働の問題を担当する国務次官補ポストの動向も注目を集めた。同ポストは、性的少数者の人権に限らず、より広い人権や民主化の促進を担当するポストであるが、トランプ大統領によるロバート・デストロ(Robert Destro)氏の指名(2018年6月)は、民主党からの反発を招くことになった。デストロ氏の保守的な人権観や、性的少数者の権利に関する過去の言動が問題視され、促進されるべき「人権」から「性的少数者の権利」が外されるのではないかとの疑念が、民主党の側で強まったのである¹⁹⁾。最終的にデストロ氏の指名は、上院において賛成多数で承認されたが²⁰⁾、この一件も両党の立場の違いを強く印象づけるものとなった。

さらに、ポンペオ(Mike Pompeo)国務長官が主導して設置した「不可侵の権利委員会(Commission on Unalienable Rights)」に対しても、民主党は反発の声を上げた。共和党による同委員会設置に向けた動きは、アメリカ外交における「人権」の概念があまりにも拡大し、ぼやけたものになってしまったとの認識に立つものであった。ポンペオ国務長官は、本来守るべき「人権」について、今一度、再検討すべき時期に差しかかっているとの主張を、委員会設置を公表する場で示した(2019年7月)²¹。つまり守るべき「人権」や、海外で促

進すべき「人権」の中にも、優先順位・序列があるとの考えである。これに対して、民主党では、デストロ氏の時と同様、守るべき「人権」や促進すべき「人権」から「性的少数者の権利」が除外されるのではないかとの懸念が強まった。上院では、22名の民主党議員が、委員会の設置に反対する書簡をポンペオ国務長官に提出する動きも見られた²²⁾。

トランプ政権の外交政策に関しては、トランプ氏が掲げる「アメリカ第一 (America First)」路線と、従来の共和党の路線がぶつかる場面が散見され、同じ政権の中でも、大統領の発言と政権幹部の発言にズレが生じることも少なくなかった。しかし性的少数者の人権問題を、外交上の優先課題から外すことについては、両者の利害が一致していた。変化が見られるとはいえ、全体として共和党は、依然、性的少数者の権利拡大に慎重な立場であり、一方のトランプ氏については、(性的少数者の人権問題に限らず)そもそも海外の人権問題に無関心であったと見られる。こうした利害の一致もあり、民主党側の反発がある中でも、トランプ政権期においては、性的少数者の人権問題を、外交上の優先課題から外すような動きが相次いだのである。

(2) バイデン政権期の展開

バイデン政権の発足は、アメリカの「LGBT外交」に再び大きな変化をもたらした。バイデン政権の下、性的少数者の人権問題を、外交上の優先課題に戻すような動きが相次いでいるのである。2022年1月現在、バイデン政権による「国家安全保障戦略」はまだ公表されていないが、それまでの暫定指針として公表(2021年3月)された行政文書では、性的少数者の人権問題が再び取り上げられた²³⁾。また、トランプ政権の下で空席状態が続いていた国務省の性的少数者問題特使ポストについても、ジェシカ・スターン(Jessica Stern)氏がバイデン大統領によって指名され、2021年9月に就任した。

加えて2021年2月には、バイデン大統領が、海外の性的少数者の人権促進を求める大統領覚書を発出し、関連省庁に対策を命じた²⁴⁾。バイデン大統領によるこの覚書は、前述のオバマ大統領による覚書(2011年12月)の原則を踏襲しつつ、現状に即した更新を試みるもので、6項目から成る重点目標を掲げている。例えば第4項目では、他国政府が性的少数者の権利制約に動いたり、性的少数者への法的保護を怠ったりした場合には、経済制裁等の施策を速やかに検討するよう求めている。その他、他国との同盟や国際機関を通じて、この問題で協力できる国々の連合を構築することや(第5項目)、覚書の原則と一致しない過去の政策を見直すこと(第6項目)²⁵⁾ も求めている。

さらに、バイデン政権の発足と軌を一にして、連邦議会でも「LGBT外交」

を推進する動きが強まっている。こうした変化の背景には、2020年選挙の結果、 民主党が上下両院で多数党の地位を確保したことがある²⁶⁾。多数党には、議題 設定に関する強い権限が認められているため、民主党多数の状況の下、外交政 策の文脈でも、性的少数者の問題が取り上げられる場面が増えている。

例えば2021年6月には、下院外交委員会で、性的少数者の人権問題に関する 二つの公聴会が開催された。一つはヨーロッパの問題を取り上げる公聴会(6 月9日) $^{27)}$ で、もう一つは全世界の問題を取り上げる公聴会(6月24日) $^{28)}$ であっ たが、いずれにしても、性的少数者の問題に特化したこのような公聴会が、下 院外交委員会の場で開催されるというのは、これらが初めてであったという。

また、連邦議会に関しては、「グローバル尊厳法案(Global Respect Act)」をめぐる動きも注目に値する。この法案は、性的少数者の権利を侵害した海外の主体に対するアメリカの制裁を規定するものであり、上下両院それぞれで民主党議員によって提出された²⁹⁾。過去に同名の法案は何度も提出され(2014年、2015年、2017年、2019年に提出)、議会期の終了とともに廃案となることが繰り返されてきたが、今回は上下両院ともに民主党が多数を握っている状況ということもあり、これまでより注目を集めている。この法案については、民主党の側で支持を集める一方、共和党からは反発の声が上がっている。ヘリテージ財団(Heritage Foundation)のグレース・メルトン(Grace Melton)氏は、同法案が「急進左派のジェンダー・イデオロギーを広げて、信仰及び言論の自由を損なうものであり、伝統を重視する国々への植民地主義でもある」と批判している。ただし共和党の側でも、同法案を支持する動きは一部あり、上院の法案の共同提出者には、ロブ・ボートマン(Rob Portman)上院議員(オハイオ州)ら3名の共和党議員が含まれている(2022年1月現在)30)。

アメリカの「LGBT外交」を考える上で、バイデン政権の(少なくとも)最初の2年間は重要な期間となるであろう。というのも、性的少数者の人権問題が、外交上の優先課題に引き上げられてから初めて、民主党による「統一政府」が実現した状況だからである。大統領の政党と上下両院の多数党が全て一致する状態を「統一政府」と呼ぶが(一致しない状態は「分割政府」と呼ぶ)、前回、民主党による統一政府が実現したのは2009年1月から2011年1月までの2年間であった。この時点においては、アメリカ国内でも同性婚の合法化が広がっておらず、民主党に関しても、性的少数者の人権問題に対する関心は現在ほどではなかった。その後、オバマ政権は「LGBT外交」を推進することになるが、それが行われたのは分割政府の状況下であった。こうした歩みを振り返ると、行政府と立法府が一致してこの問題に注力している現在の状況は、これまで見ることのできなかった光景であると言える。

おわりに

バイデン政権が発足して約1年が経つ2022年1月現在、アメリカ外交では、かつてないほど性的少数者の問題が取り上げられるようになっている。しかしこうした状況が、どれだけ持続的なものになるかは、見通しが難しい。

まず直近の注目点は、2022年11月に行われる連邦議会選挙(中間選挙)である。2022年1月時点においては、共和党の優勢を予想する見方が多く、上下両院で民主党が多数を維持するのは簡単でないと見られている。仮に共和党が一方だけでも多数を奪還すれば、行政府と立法府が一致して「LGBT外交」に注力する現在の状況に、一定の変化が生じるはずである。

依然として現在の共和党は、民主党よりも遥かに性的少数者の権利拡大に慎重である。特に外交に関しては、国内で十分にコンセンサスが確立されていない中で、民主党がこの問題を取り上げていることに、強い不満を示している。性的少数者の権利に関して、今日の民主党と共和党は、争点を変えながらも対立を続けているが、本稿で取り上げた「LGBT外交」が両党の「新たな争点」に加わる可能性は十分にあるであろう。

ただし「LGBT外交」に関しては、両党ともにジレンマや立場の不一致も抱えている。この点は、特に第2節の最後で触れた対外制裁に関して顕著である。まず民主党の側では、性的少数者への人権侵害に対して、経済制裁等を課すべきとの声が強まっているが、それでも戦略的な理由から、制裁を課すのが難しい場合はある。例えばブルネイに関しては、同性愛行為への厳罰を規定した新刑法が国際的な批判を招き、アメリカでも民主党議員を中心に対ブルネイ制裁を求める声が上がった(2019年)³¹。しかし近年の中国との戦略的競争を踏まえると、ブルネイは重要な位置を占める国でもあるため、アメリカとしても同国に行動改善を強く迫れない側面がある。実際過去には、オバマ政権が、性的少数者の人権問題よりも、ブルネイとの環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉を優先し、これが民主党内から批判されるという場面も見られた³²。

共和党に関しても類似のことが指摘できる。性的少数者への人権侵害を理由とする制裁に関して、共和党は民主党より遥かに慎重な立場であるが、対象国が戦略的競争国となると、事情は異なってくる。例えばロシアに対しては、この問題を理由とする制裁を求める声が、民主党だけでなく、共和党の側からも一定程度上がっている³³。また中国に関しても、国内で性的少数者の権利が制約されているとの報告が出されており³⁴、米中の競争が激しさを増す中で、共和党がこうした問題を対中批判の理由の一つに加える可能性はある。

また、そもそも性的少数者の権利については、共和党支持者の間でも無視し

がたい変化が観察される。この点については、第1節でも述べたが、こうした変化が続けば、外交の分野でも、共和党の姿勢に変化が生まれるかもしれない。

これらの点を踏まえると、政権交代や議会多数党の交代にともなう変化を重ねながらも、アメリカ外交の中で性的少数者の人権問題が取り上げられる場面は、着実に増えていくのではないだろうか。

なおこうしたアメリカの「LGBT外交」は、日本にとっても無関係なものとは言えない。既に述べたように、バイデン氏が発出した大統領覚書では、同盟等を通じて「協力できる国々の連合を構築すること」も重点目標に掲げられている。日本が国内外の性的少数者の問題にどう向き合うかという課題は、当然ながら日本自身が主体的に取り組むべきものである。しかしその過程で、アメリカから日本に向けられる「視線」や「期待」を正しく理解し、時にそれらに配慮することも、同時に重要であるように思われる。

注

- 1) 1990年代後半のアメリカで、外交をめぐる党派対立がどのように展開したのかについては、久保文明「変容するアメリカの内政と外交——共和党多数議会の『外交政策』」五十嵐武士編『太平洋世界の国際関係』彩流社、2005年が詳しい。
- 2) アメリカの同性婚合法化については、西山隆行「アメリカ合衆国における同性婚をめぐる政治」『立教アメリカンスタディーズ』立教大学,2016年3月,pp.135-151;小泉明子『同性婚論争:『家族』をめぐるアメリカの文化戦争』慶應義塾大学出版会,2020年などが詳しい。
- 3) この問題を扱っている邦語の論考としては、三牧聖子「人権、米中対中の影」『朝日新聞』朝刊,2019年6月27日;西住祐亮「アメリカ外交と性的少数者(LGBT)の権利:トランプ政権発足後の状況」東京財団政策研究所,2019年8月がある。
- 4) Justin McCarthy, "Record High 70% in U.S. Same-Sex Marriage," Gallup, June 8, 2021.
- 5) Ibid.
- 6) 図1を見ても明らかなように、結婚防衛法が成立した1996年時点においては、民主 党支持者の間でも、同性婚合法化を支持する割合が高くなかった(33%)。
- 7) "Roll Call Vote, 104th Congress, 2nd Session, Vote Number 280," U.S. Senate, September 10, 1996.
- "Roll Call Vote, 104th Congress, 2nd Session, Vote Number 316," U.S. House of Representatives. July 12, 1996.
- 9) "Same-Sex Marriage, State by State," Pew Research Center, June 26, 2015; "Gay Marriage State by State: From a Few States to the Whole Nation," *The New York Times*, June 26, 2015. などを参考に筆者作成。 なおワシントンDCで同性婚が合法化されたのは2010年である。

- 10) ただしカリフォルニア州では、その後、同性婚が再び非合法化され、再び合法化されたのは2013年であった。井樋三枝子「【アメリカ】カリフォルニア州最高裁の同性婚非合法化判決」『外国の立法』国立国会図書館、2009年7月号、p.5などを参照。
- 11) フロリダ州に関しては、オバーゲフェル判決より前の2015年1月に、同性婚を合法化した。
- 12) "Same-Sex Marriage Around the World," Pew Research Center, originally posted on October 28, 2019. などを参考に筆者作成。なおメキシコに関しては、メキシコシティ州が同性婚合法化に踏み切った 2009 年以降、同性婚を合法とする州の数が増えているが、2022 年1月現在、全国レベルでの合法化には至っていない。
- 13) 「(世界発2021) 米、トランスジェンダー規制の波: 共和党支配の州で法律続々」『朝 日新聞』朝刊, 2021年7月10日。
- 14) Barack Obama, "Presidential Memorandum International Initiatives to Advance the Human Rights of Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender Persons," The White House, December 6, 2011.
- Barack Obama, "National Security Strategy," The White House, February, 2015, pp. 20–
 21.
- 16) Kelly Whiteside, "Obama Sends Message by Naming Sochi Olympic Delegation," *USA Today*, December 17, 2013. などを参照。
- 17) トランプ政権期の展開については、西住、前掲論考も参照。
- 18) Donald Trump, "National Security Strategy," The White House, December, 2017.
- 19) "The Question Looming over Trump Nominee Robert Destro," Global Equality Today, March 19, 2019. などを参照。
- 20) 議会採決の結果は、賛成49 (共和49、民主0)、反対47 (共和1、民主45、無所属1)、棄権7 (共和3、民主3、無所属1) であった。"Roll Call Vote, 116th Congress, 1st Session, Vote Number 289," U.S. Senate, September 18, 2019.
- "Secretary of State Michael R. Pompeo Remarks to the Press," U.S. Department of State, July 8, 2019.
- 22) Maya King, "Human Rights Advocates, Top Democrats, Sign Letter Condemning Pompeo's Commission on Unalienable Rights," *Politico*, July 23, 2019.
- Joseph Biden, "Interim National Security Strategy Guideline," The White House, March, 2021, p. 4.
- 24) Joseph Biden, "Memorandum on Advancing the Human Rights of Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, Queer, and Intersex Persons Around the World," The White House, February 4, 2021.
- 25) 性的少数者の人権問題を外交上の優先課題から外そうとしたトランプ前政権の政策 を見直し、撤廃することを、主に意図しているものと見られる。
- 26) 下院においては、2019年1月3日から民主党が多数党となっている。他方、現在の上院は、民主党50人(うち2人は民主党会派に属する無所属議員)、共和党50人という議席状況であるが、採決の賛否が同数の場合は、副大統領に1票を投じる権限がある。そのため、2021年1月20日以降は、上院でも民主党がかろうじて多数党と

アメリカ外交と性的少数者(LGBT)の権利

なっている。

- 27) "Understanding the Fight to Protect LGBTQI+Rights in Europe and Eurasia," Hearing of the Subcommittee on Europe, Energy, the Environment and Cyber, Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, 117th Congress, 1st Session, June 11, 2021.
- 28) "Advancing and Protecting LGBTQI + Rights Abroad," Hearing of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, 117th Congress, 1st Session, June 24, 2021.
- 29) Grace Melton, "So-Called Global Respect Act Disrespects Religious Liberty, Free Speech Rights," The Daily Signal, January 7, 2022.
- 30) 上院の法案の共同提出者は12名(民主9名、共和3名)で、下院の法案の共同提出者は74名(民主73名、共和1名)である(2022年1月現在)。("S. 2277-Global Respect Act of 2021," U.S. Senate, 117th Congress, Congress.gov); ("H. R. 3485 Global Respect Act", U.S. House of Representatives, 117th Congress, Congress.gov)
- 31) この時のブルネイ政府は、国際的な批判を受けて、新刑法の施行を延期する方針を 示した。
- 32) "LGBT Members of Congress Raises Concerns About Including of Brunei, and Malaysia in TPP Negotiations," "Website of U.S. Representative Mark Pocan," February 18, 2015 など。
- 33) 例えば、ロシア・チェチェン共和国で性的少数者への迫害が報告された2017年には、 対ロシア制裁を求める決議案が上下両院で採択されたが、それぞれの決議案の共同 提出者には、共和党議員も一定数含まれていた(上院は46名中13名、下院は85名 中20名が共和党議員であった)。"S. Res. 211- A Resolution Condemning the Violence and Persecution in Chechnya," U.S. Senate, 115th Congress, Congress.gov; "H. Res. 351 - Condemning the Violence and Persecution in Chechnya," U.S. House of Representatives, 115th Congress, Congress.gov
- 34) 具体的には、インターネット上で性的少数者関連のコンテンツが削除されていることや、関連する集会への市民の参加が制限されている事例などが報告されている。 Scott Busby, Written Testimony for the Hearing of the Subcommittee on East Asia, The Pacific, and International Cybersecurity Policy, Committee on Foreign Relations, Senate, 115th Congress, 2nd Session, December 4, 2018, p. 5.